

令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び 基本方針策定等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

1 目的と背景

高沢公園（以下、「本公園」という。）は、昭和38年に開設し、市内の街区公園の中で最大面積（約7,000㎡）であり、沼津駅北口から徒歩7分の場所に位置している。

公園内には、ぬまづの宝100選にも選定されているSLを展示しており、グラウンドや遊具等も有している他、春先に咲く桜は多くの市民に親しまれている。平成28、29年度には、トイレの更新、複合遊具整備などを実施しており、利用者の満足度が向上し、近隣住民ばかりではなく、多くの方々が訪れ、未就学児から高齢者まで幅広い世代に利用されている公園である。

しかし近年では、繁華街からも近いことから、夜間利用者も多くなっており、特に大きな樹木で覆われた公園南東側は、公園内外からの見通しも悪いため、地元自治会からは、防犯上の安全性の懸念から改善についての要望書が出されている。

また、公園清掃などの活動を実施している愛護会メンバーの高齢化や、地域の独居老人が増えていることなど、高沢公園の再整備にこれらの課題解決が期待されている。

本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を令和2年3月に策定している。

高沢公園再整備事業は、現在樹木で覆われ、通路となっている公園南東エリアを中心に再整備を行い、更なる公園の利便性や魅力向上を図りながら、交流人口の増加やにぎわいを創出することで、市商工振興課の商業リブランディング企画塾の開催や、予定されているイシバシプラザ跡地の大規模商業施設の建設などの沼津駅北口周辺における新たな集客施策との相乗効果を高め、エリア価値の向上を図るとともに、公園の課題解決を目指すものである。

このことより、本業務は、前述の課題や利用状況を踏まえ、再整備の効果的かつ計画的な推進を図るため、市民・利用者・民間事業者等を交えたワークショップの開催や有識者からの意見聴取等を行い、本公園の再整備に向けた機運の醸成を図るとともに、再整備基本方針の策定を行うものである。

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

本業務は、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

(1) 業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 現状整理

委託者が実施した調査・検討結果や本公園における活用状況を踏まえ、本公園の現状と課題を整理する。

(3) ワークショップ開催

市民、利用者、民間事業者等が参画できるワークショップを開催し、本公園再整備に関する情報共有を行うために、次の業務を行うこと。

また、パークマネジメントのあり方を踏まえ、具体的な本公園の整備イメージ、整備手法、整備スケジュール及び維持・運営管理等を共有・理解するとともに、空間づくりの合意形成及び、民間事業者における営業行為の可能性を探り、基本方針策定を行うことを目的とする。

- ・民間活力導入調査及び民間事業者へのワークショップ参加促進
- ・ファシリテーターの人選及び派遣
- ・ワークショップに必要な基礎データの分析
- ・ワークショップ開催時の資料、会議録、会議概要等の作成

なお、ワークショップは4回程度の開催の想定。ファシリテーターは、自ら公園活用等の実績のある者とする。

(4) 機運の醸成に資する取り組みに関する支援業務

市民、利用者、民間事業者等に対する機運の醸成に資する取り組みの実施について、次の業務を行う。

- ・ワークショップ等における講演
- ・ワークショップ等における講師派遣
- ・かわら版等の作成配布やSNS等を活用した情報発信

(5) 有識者意見聴取の支援業務

委託者が実施する有識者からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、委託者の指示に基づき、資料作成の支援を行う。

(6) 再整備基本方針策定業務

ワークショップ及び有識者意見聴取等を基にして、基本方針策定を行う。

- ・イメージパースの作成
- ・市民、利用者、民間事業者等と連携した本公園の管理運営方法（案）の作成

4 資料の提供等

本委託を進めるにあたっては、下記の計画との整合をとること。

- (1) 沼津市パークマネジメントプラン
- (2) 第2次沼津市緑の基本計画
- (3) 中央公園再整備基本計画
- (4) 沼津市中心市街地まちづくり戦略
- (5) 沼津市まちなか居住促進計画
- (6) 沼津市リノベーションまちづくり推進ガイドライン
- (7) その他関連計画及び報告書

5 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 上記作成のために収集した資料の電子データ
※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、
作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、
電子データは、CD-ROM等に記録し、提出する。

6 業務委託料の支払い

業務委託料は次の方法により支払うものとする。なお、沼津市業務委託契約約款第32条は適用しない。

- (1) 本契約締結後、受託者から請求を受けた日から起算して30日以内に、委託料の50%を支払う。(前払)

金 _____ 円(消費税及び地方消費税含む)

- (2) 本業務完了後請求を受けた日から起算して30日以内に、残額を支払う。

金 _____ 円(消費税及び地方消費税含む)

7 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を本業務委託料の範囲内で調達すること。
- (2) 市民等の意見聴取に係る経費は、本業務委託料の範囲内で支払うものとする。
- (3) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (4) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (5) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (6) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時(1回)、納入時

に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

8 留意点

(1) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 委託業務報告書等の提出について

受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

(3) 業務委託料の返還について

委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(4) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。